町田市学童保育クラブ育成料（利用料）のあり方検討報告書

２０２５年３月

町田市子ども・子育て会議

はじめに

町田市の学童保育クラブの歴史は１９６３年に２箇所から始まり、２０２４年４月時点では市内４２箇所において、小学校１年生から６年生まで５，０７０人の児童が利用しています。小学校在籍児童数が減少傾向である一方で、近年では、学童保育クラブへの入会児童数は増加している現状があります。昨今の社会情勢に鑑みて、今後もこの傾向は続くものと思われます。

町田市の学童保育クラブの育成料に関しては、１９９９年度に有料化され、その後現在に至るまでに２度の改定をしています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、当初の予定より遅れましたが、「学童保育クラブ育成料のあり方検討について」、２０２４年４月に町田市長から諮問を受け、「町田市子ども・子育て会議」において、今後の育成料のあり方を提言することとなりました。この審議にあたり、より掘り下げた議論を行うために、「育成料のあり方検討部会」を立ち上げ、計４回の会議を実施してまいりました。その間、市内の小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施し、学童保育クラブの利用の有無にかかわらず、育成料の減額もしくは現状維持を求める声が多いことなどが示されました。また、近隣の他市との比較等も参考にしながら検討を重ねてまいりました。

東京都では０歳から２歳の第１子保育料を２０２５年９月から無償化する方針を表明するなど、現在、保育料、医療費、学費などといった子育てにかかる費用負担を社会全体で軽減していこうとする動きが見られます。そうした社会の動きなども踏まえ、市民の声も十分に反映させながら審議を重ねてきた結果を、ここにご報告いたします。

ご協力いただいたすべてのみなさまに、御礼申し上げます。

２０２５年３月

町田市子ども・子育て会議会長
玉川大学教育学部　教授
鈴　木　　美　枝　子

第１章　育成料（利用料）のあり方検討 ５

１　町田市の学童保育クラブ事業の現状 ６

２　これまでの育成料（利用料）の見直しの経緯 ７

３　町田市の育成料（利用料）の現状 ８

（１）現在の育成料（利用料） ８

（２）他市との比較 ９

４　意識調査結果の概要 １１

（１）調査方法・回答数 １１

（２）主な設問の結果 １１

５　町田市の育成料（利用料）の受益者負担割合 １２

（１）育成料（利用料）の受益者負担割合の考え方 １２

（２）算出方法について １２

（３）育成料（利用料）の受益者負担割合の現状 １３

（４）育成料（利用料）の受益者負担割合の推計 １４

第２章　提　言 １５

１　将来を見据えた育成料（利用料）のあり方について １６

２　今後の見直しの考え方について １７

第１章　育成料（利用料）のあり方検討

１　町田市の学童保育クラブ事業の現状

現在、町田市の学童保育クラブは、公設公営が１箇所、公設民営が４１箇所の計４２箇所で運営しています。ほぼ全ての学童保育クラブを学校敷地内もしくは隣接した場所に設置し、児童の安全面に配慮しています（１小学校区１学童）。利用できる児童は、町田市に在住し、保護者が就労等により日中不在になるご家庭の児童（１～６年生）で、一定期間内に申請した低学年児童及び障がいのある児童は、全員入会することができます。

小学校在籍児童数は、少子化の影響により減少傾向にありますが、学童保育クラブの入会児童数は、２０２１年度から開始した高学年児童の受け入れや入会率の上昇により、年々増加しています。

■表1-1-1　学童保育クラブ入会児童数と入会率の推移

	小学校在籍児童数			学童保育クラブ入会児童数			入会率		
	低学年	高学年	全学年	低学年	高学年	全学年	低学年	高学年	入会率
2018年度	10,649人	11,040人	21,689人	3,619人	33人	3,652人	34.0%	0.3%	16.8%
2019年度	10,350人	10,806人	21,156人	3,676人	44人	3,720人	35.5%	0.4%	17.6%
2020年度	10,003人	10,167人	20,170人	3,697人	45人	3,742人	37.0%	0.4%	18.6%
2021年度	9,919人	10,738人	20,657人	3,589人	518人	4,107人	36.2%	4.8%	19.9%
2022年度	9,922人	10,459人	20,381人	3,755人	758人	4,513人	37.8%	7.2%	22.1%
2023年度	9,965人	10,435人	20,400人	3,893人	898人	4,791人	39.1%	8.6%	23.5%
2024年度	9,780人	10,312人	20,092人	4,026人	1,044人	5,070人	41.2%	10.1%	25.2%

■図1-1-1　学童保育クラブ入会児童数と入会率の推移

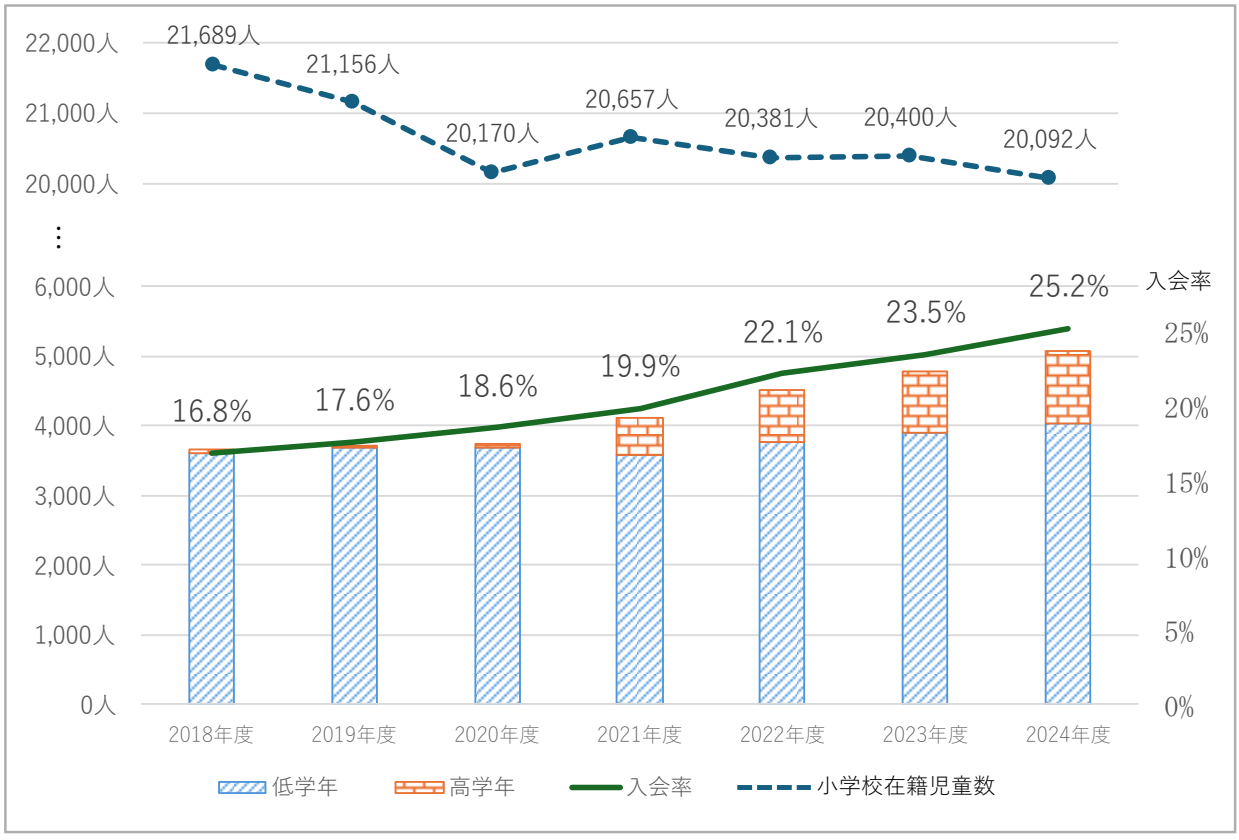

２　これまでの育成料（利用料）の見直しの経緯

町田市の学童保育クラブ事業は、１９９９年度に月額５，０００円で有料化されました。

２００５年度には、１小学校区１学童保育クラブの達成に向けて新設や移転を行うなどの保育環境の改善のため、月額６，０００円に改正しました。

２０１８年度には、町田市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」（２０１０年８月策定。２０１９年２月改定）を踏まえ、サービスの安定的・継続的な提供及び充実のため月額９，０００円に改定するとともに、「応能負担」の考え方を拡大し、所得段階に応じた減免制度の細分化や多子世帯への配慮を行いました。

■表1-2-1　世帯区分別育成料（利用料）の変遷

世帯区分	1999年度～	2005年度～	2018年度～
市民税非課税世帯	0円	0円	0円
市民税均等割のみ課税世帯	5,000円	3,000円	3,000円
市民税所得割額　48,600円 未満世帯		6,000円	3,000円
市民税所得割額　48,600円 以上　60,000円 未満世帯			6,000円
市民税所得割額　60,000円 以上　162,000円 未満世帯			7,000円
市民税所得割額　162,000円 以上　313,000円 未満世帯			8,000円
市民税所得割額　313,000円 以上世帯			9,000円
同一世帯２人目以降（同時利用時）	2,500円	3,000円	3,000円
			1,500円

３　町田市の育成料（利用料）の現状

（１）現在の育成料（利用料）

公の施設の利用に対する対価（応益負担）として育成料（利用料）を設定しており、月額９，０００円になります。なお、応能負担の原則に基づいて、世帯の所得等に応じた減免制度があります。

■表1-3-1　世帯区分別育成料（利用料）及び構成割合　　（2024年7月時点）

	世帯区分	育成料	児童数	構成割合
1	市民税非課税世帯	0円	388人	7.7%
2	市民税均等割のみ課税世帯及び 市民税所得割額48,600円未満世帯	3,000円	431人	8.5%
3	市民税所得割額 48,600円以上 60,000円未満世帯	6,000円	88人	1.7%
4	市民税所得割額 60,000円以上 162,000円未満世帯	7,000円	780人	15.5%
5	市民税所得割額 162,000円以上 313,000円未満世帯	8,000円	948人	18.8%
6	市民税所得割額 313,000円以上世帯	9,000円	660人	13.1%
7	減免申請なし	9,000円	1,094人	21.7%
同一世帯２人目以降（同時利用時）		1,500円	55人	1.1%
		3,000円	597人	11.9%

（２）他市との比較

町田市の育成料（利用料）は、多摩２６市や近隣及び鉄道沿線自治体と比較すると、もっとも高額となっています。

一方で、町田市や小金井市などの一部の自治体では「応能負担」の考え方を取り入れており、市民税均等割のみ課税世帯の育成料（利用料）は月額３，０００円で、多摩２６市の中で４番目に低額となっています。また、同一世帯２人目以降の育成料（利用料）は月額３，０００円で、多摩２６市の中で中間に位置しています。

■図1-3-1　多摩26市における育成料（利用料）比較（2025年3月時点）

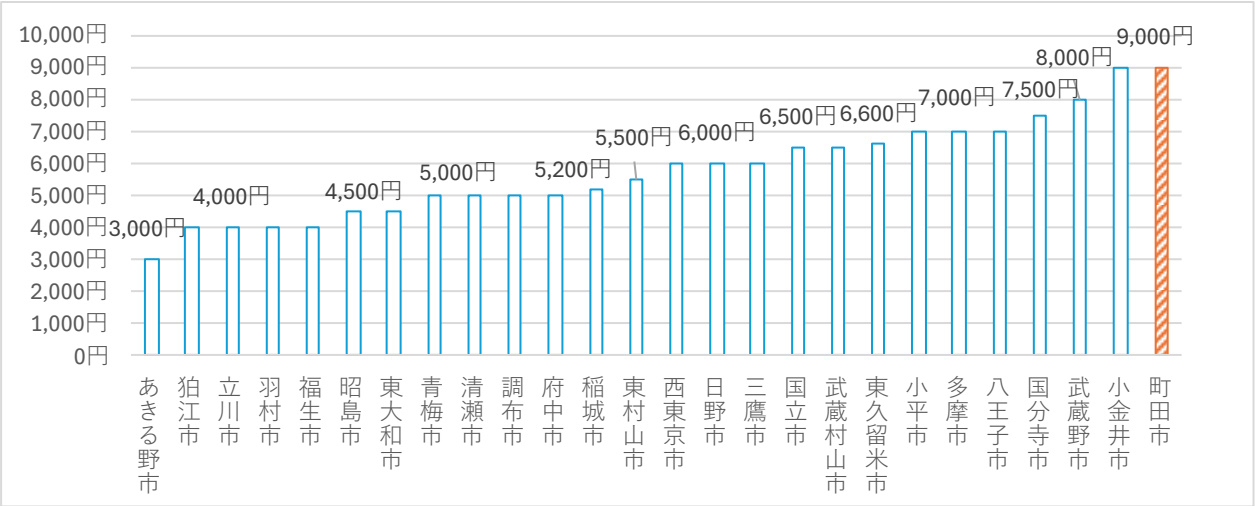

■図1-3-2　近隣及び鉄道沿線自治体の利用料及び受入学年（2025年3月時点）

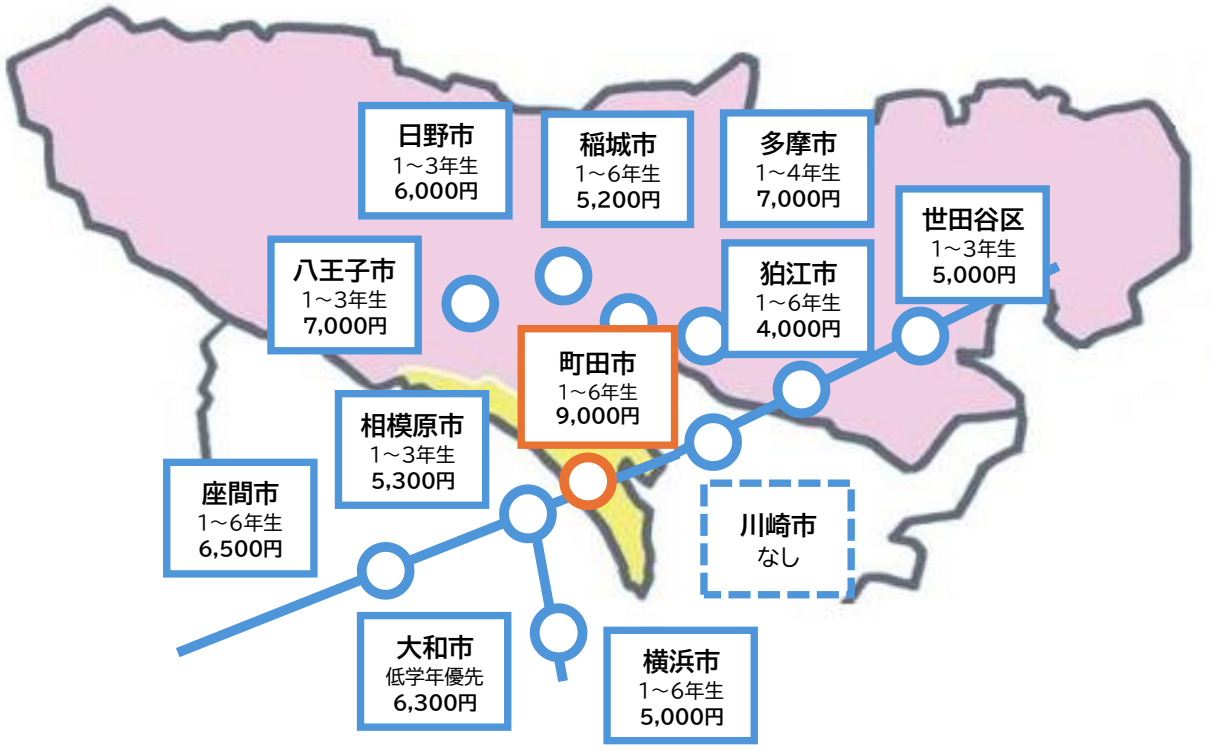

■図1-3-3　多摩26市における市民税均等割のみ課税世帯の育成料比較（2025年3月時点）

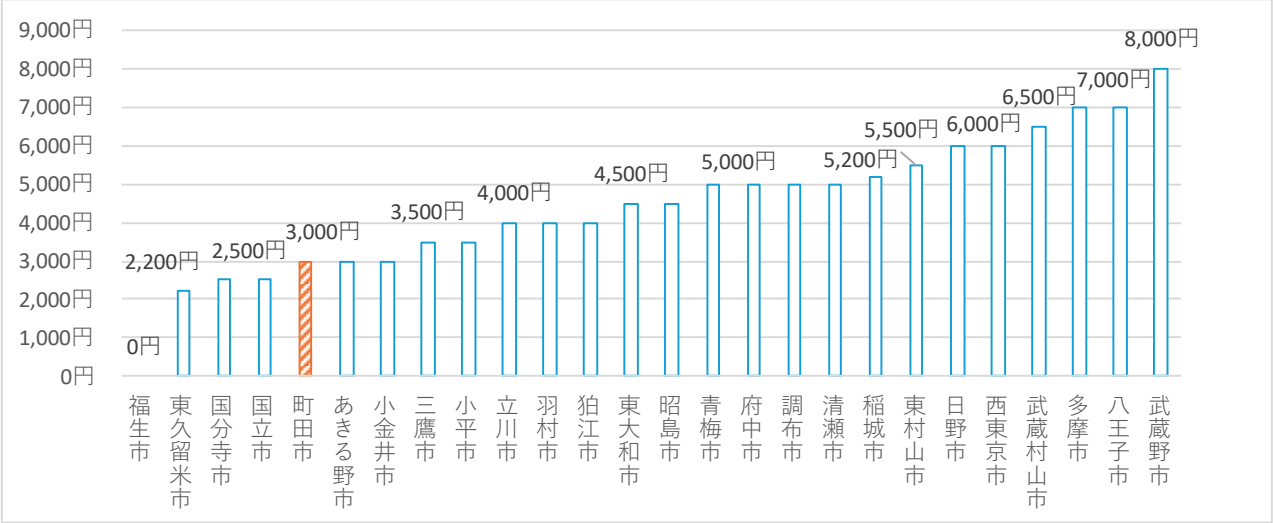

■図1-3-4　多摩26市における同一世帯２人目以降の育成料比較（2025年3月時点）

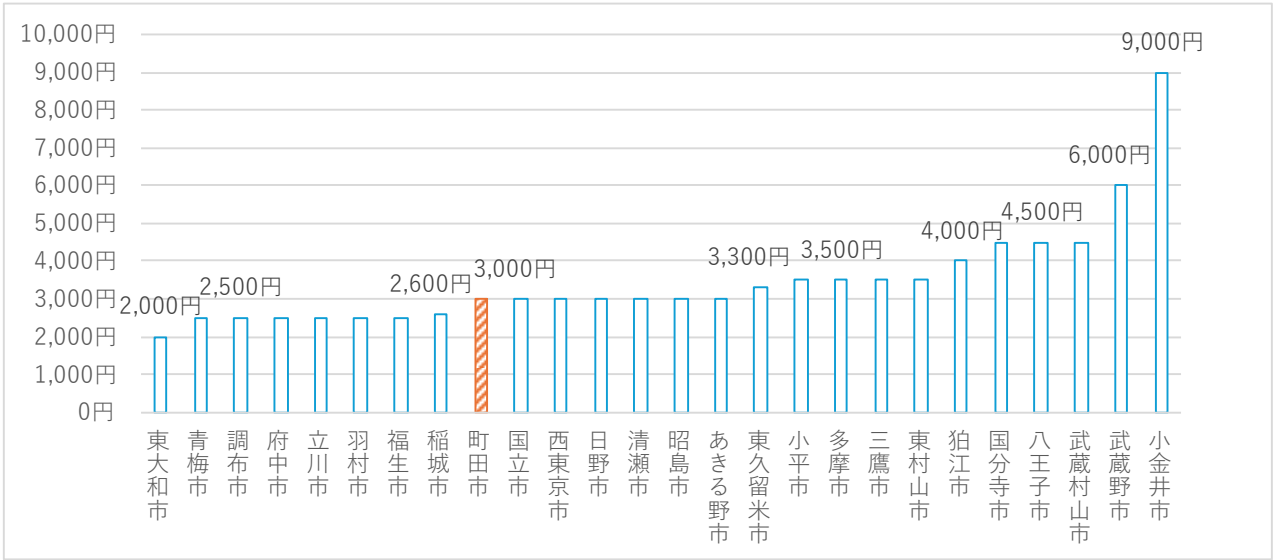

４　意識調査結果の概要

（１）調査方法・回答数

調査方法：Web アンケート
周知方法：広報まちだ（２０２４年７月１日号)、まちだ子育てサイト、
　　学校・保護者間連絡ツール（tetoru）にて公立小学校の保護者に通知
調査期間：２０２４年７月３日(水)～７月１７日(水)
調査対象：町田市内の小学生（約２万人）の保護者（世帯につき１回答）
回 答 数：２，９１５件

（２）主な設問の結果

問 4. 育成料(利用料)について、あなたの考えにもっとも近いものをお選びください。

設問	回答割合
改定を行う必要はない	35.1%
増額した方が良い	5.0%
減額した方が良い	51.6%
その他	8.3%
合計	100.0%

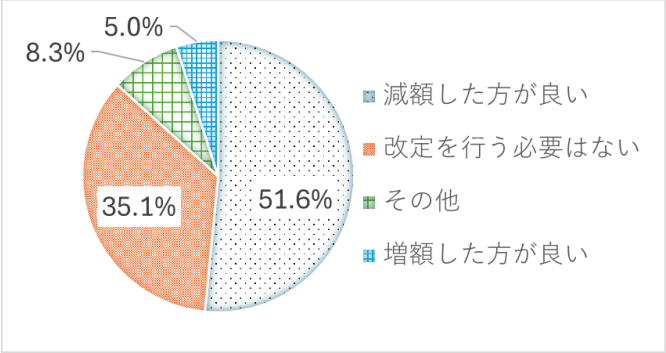

問 5. 所得の低い世帯の育成料（利用料）は、減免されています。所得の低い世帯への配慮について、考えに近いのはどれですか。（１つ選択）

設問	回答割合
現状の減免のままで良い	61.0%
減免を行う必要はない	5.9%
減免するのは賛成だが、見直しした方が良い	33.1%
合計	100.0%

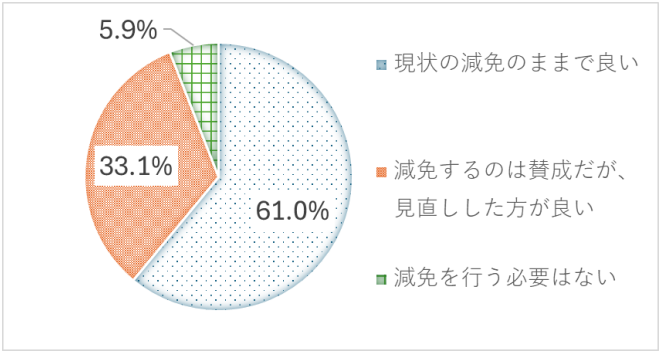

問 6. 子どもの多い世帯への配慮について、あなたの考えにもっとも近いものはどれですか。（１つ選択）

設問	回答割合
現状の減免のままで良い	62.9%
減免を行う必要はない	6.4%
減免するのは賛成だが、見直しした方が良い	30.7%
合計	100.0%

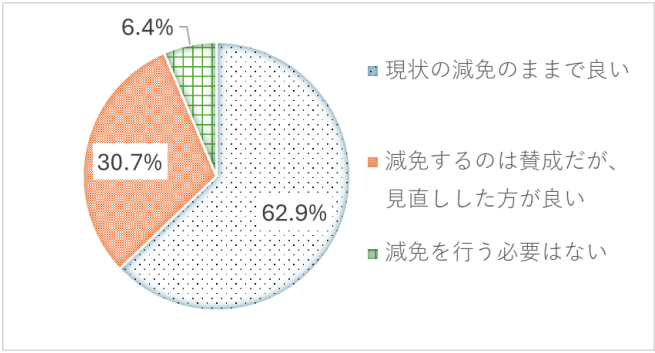

５　町田市の育成料（利用料）の受益者負担割合

（１）育成料（利用料）の受益者負担割合の考え方

学童保育クラブにかかる経費は、公費（国・都補助金、市負担分）と育成料（利用料）で賄われており、学童保育クラブを「利用する人」と「利用しない人」の公平性の観点から、町田市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」では、市負担分と利用者負担分を等しくすること（町田市と利用者の合計を１００％とした場合に、それぞれ５０％）が適正とされています。

> 受益者負担の適正化の２原則
> （１）負担公平の原則
> 特定の者が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において原価を基本とした料金設定と適時適切な見直しが必要です。
> （２）負担均衡の原則
> 行政サービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮することが必要です。

町田市「受益者負担の適正化に関する基本方針」より抜粋

（２）算出方法について

町田市の受益者負担割合は、『「総費用」に対する「利用料金収入」の割合』で算出しています。一方で、学童保育クラブの運営にあたっては、多くの国・都補助金が交付されているため、学童保育クラブの育成料（利用料）のあり方検討における受益者負担割合の算出は、『「総費用※」から国や都から交付されている補助金を差し引いた後の金額に対する「利用料金収入」の割合』を用いることとしました。

※新設工事や大規模改修工事などの整備費用は含まれていません。

■図1-5-1　費用の負担割合について

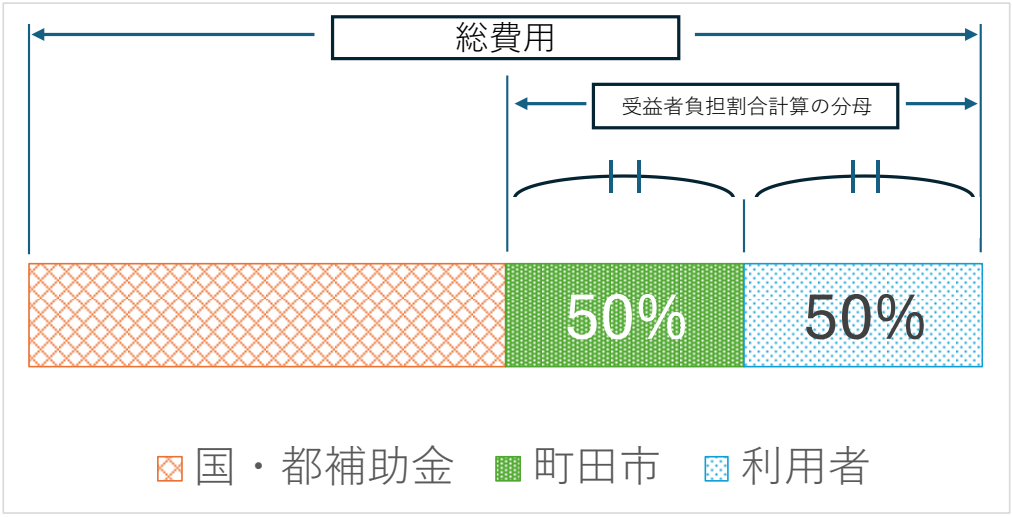

（３）育成料（利用料）の受益者負担割合の現状

学童保育クラブにかかる費用は年々増加していますが、国・都補助金の増加もあり、受益者負担割合は適正としている５０％に近づいています。直近の２０２３ 年度の受益者負担割合は、４４．８％となりました。

■表1-5-1　国・都補助金を加味した受益者負担割合の計算　　単位：千円

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
費用（A）※１	1,225,543	1,281,321	1,321,119	1,392,856	1,421,934	1,498,429	1,659,886	1,785,251
収入（B）※２	441,954	481,666	557,380	664,679	761,712	784,386	846,210	943,325
収支（A－B＝C）	783,589	799,655	763,739	728,177	660,222	714,043	813,676	841,926
利用料金収入（D）	243,105	258,931	290,540	299,063	248,656	323,062	357,132	377,453
受益者負担割合（D／C）	31.0%	32.4%	38.0%	41.1%	37.7%	45.2%	43.9%	44.8%
市負担分	540,484	540,724	473,199	429,114	411,566	390,981	456,544	464,473
市負担割合（1－D／C）	69.0%	67.6%	62.0%	58.9%	62.3%	54.8%	56.1%	55.2%

※１：人件費、物件費、維持補修費を計上しています。

※２：国庫補助金、都補助金を計上しています。

■図1-5-2　財源別事業費と受益者負担割合の推移

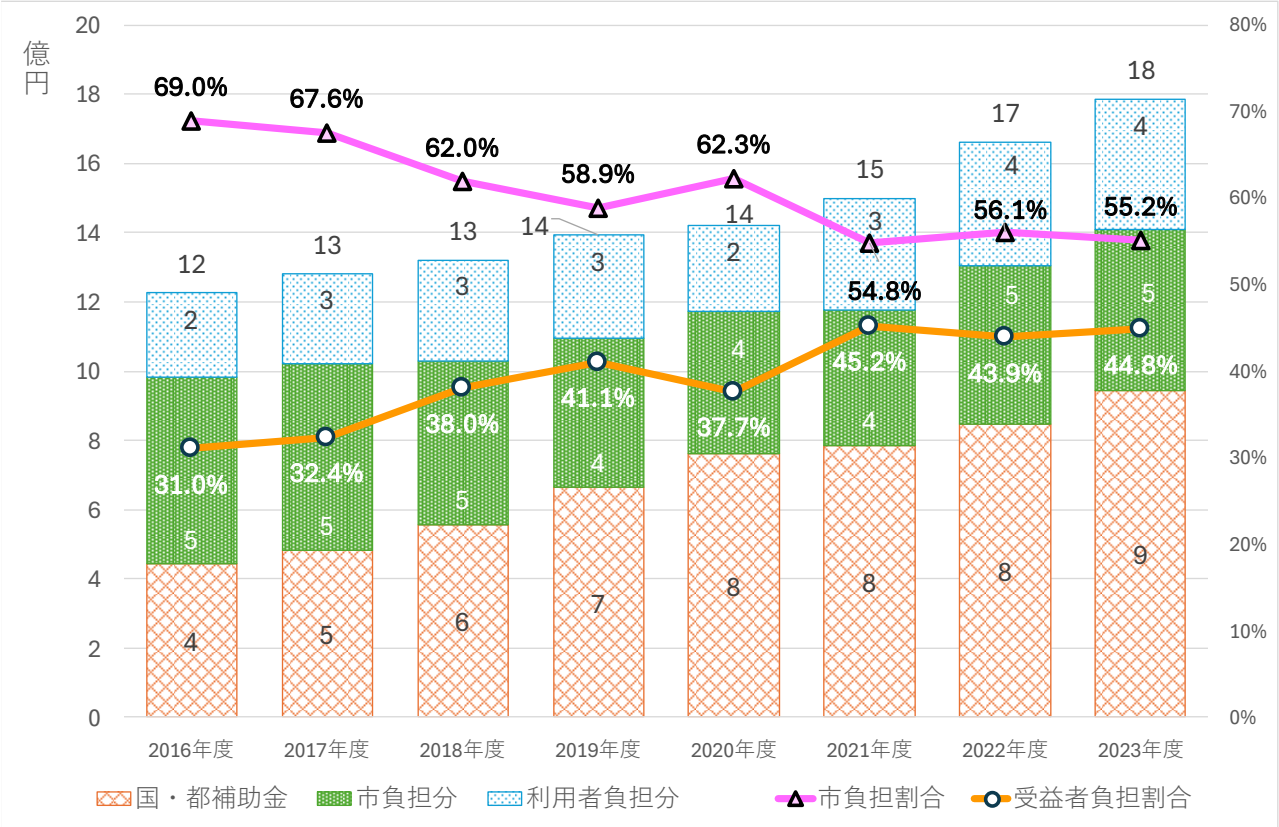

（４）育成料（利用料）の受益者負担割合の推計

受益者負担割合は、国・都補助制度を積極的に活用したことで、概ね増加傾向にあります。今後も国･都の子ども政策が拡充していくと仮定して受益者負担割合の推計を行うと、数年後には適正とされている５０％に到達することが見込まれます。

■図1-5-3　受益者負担割合の推計

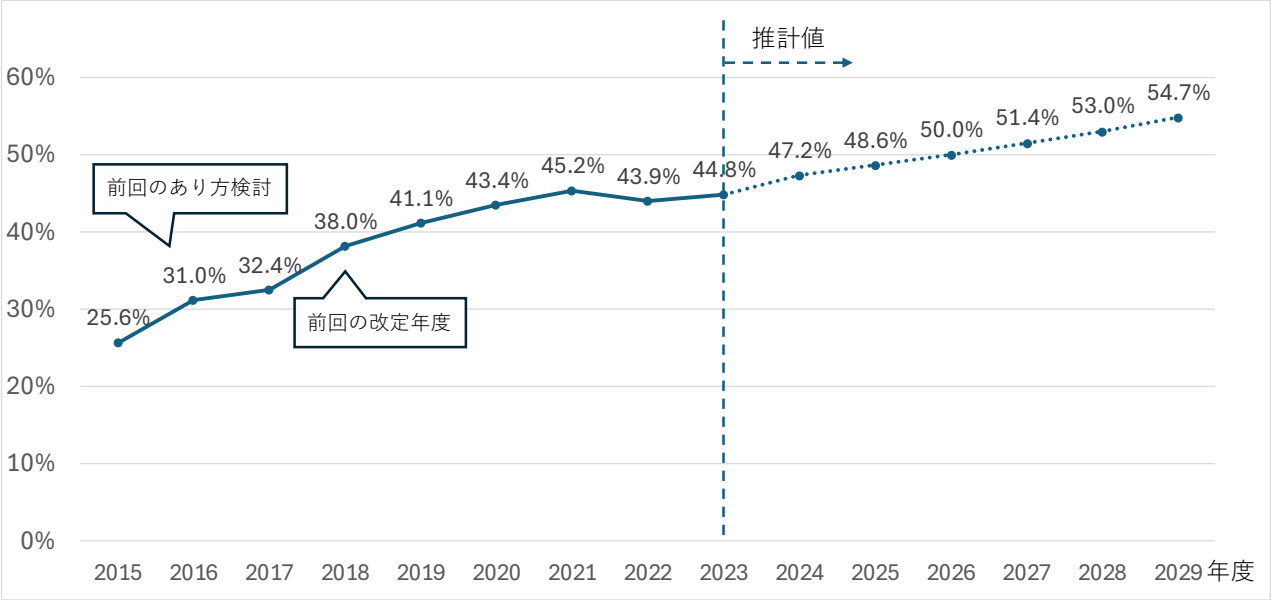

※　町田市の受益者負担割合は、『「総費用」に対する「利用料金収入」』で算出しますが、育成料（利用料）では、『「総費用」から国や都から交付されている補助金を差し引いた後の金額に対する「利用料金収入」』から算出しています。

第２章　提　言

１　将来を見据えた育成料（利用料）のあり方について

提言１

今後も国・都のこども政策の拡充による受益者負担割合の上昇も考えられることから、育成料（利用料）を据え置くことが望ましい。

部会における議論では、「国・都補助金の増額もあり、受益者負担割合は２０２３年度に４４．８％まで上昇しましたが、依然として適正とされる５０％には達していないため、増額すべきではないか」との意見がありました。

一方で、「意識調査の結果をもとに、減額をすべきではないか」という意見や、「今後の受益者負担割合の推計を踏まえ、５０％を超える可能性があることから、減額をすべきではないか」という意見もありました。

このほか、「２０２３年度の受益者負担割合は４４．８％であり、２０２６年度には５０％に近付くことが見込まれることから、現状維持とすべきである」との意見が多く寄せられました。

こうした議論を踏まえ、現時点では育成料（利用料）を据え置くことが望ましいとの結論に至りました。

２　今後の見直しの考え方について

提言２

市で適正としている受益者負担割合５０％を恒常的に超える場合には、概ね３年～５年ごとの見直し時期を待たずに、育成料（利用料）の見直しを行うことが望ましい。また、見直しの基準となる適正な受益者負担割合の範囲を定めることが望ましい。

部会における議論では、「受益者負担割合が推計値どおりに推移したとすると、将来的には市が適正とする５０％を超えて利用者が育成料（利用料）を支払わなければならなくなるため、５０％を超えた場合には早期に育成料（利用料）を減額してほしい」という意見がありました。

一方で、「受益者負担割合は、国や都から交付されている補助金を差し引いた後の金額を分母として算出しており、国・都の政策により左右されるため、推計値どおりに推移するとは限らない」という意見や、「受益者負担割合は５０％が適正と、厳密に解釈すべきではないのではないか」という意見もありました。

こうした議論を踏まえ、前回の意見である概ね３年～５年ごとに見直しをするだけでなく、受益者負担割合が恒常的に５０％を超える場合には、見直しからの年次に関わらず、育成料の見直しを行うこと、また、適正な受益者負担割合の範囲を定めることが望ましいとの結論に至りました。

おわりに

この報告書は、町田市における学童保育の現状から、育成料に関する課題を明らかにして、そのあり方を提言にまとめたものです。

報告書の作成に至るまでには、４回にわたり検討部会を開催し、町田市の育成料のあり方について議論してまいりました。結論として育成料の「据え置き」という提言をすることとなりましたが、毎回活発な議論がなされました。部会には、運営（事業者）、保護者、学校などそれぞれの立場の方が参加され、多角的な観点からの議論につながりました。議論のなかでは学童保育の現場の切実な現状も指摘され、保育環境やその質、また職員の労働環境などハード面、ソフト面の双方を充実していく必要性を改めて認識しました。

今回の検討にあたって町田市内の公立小学校に通う子どもの全保護者を対象に実施したアンケートでは、学童保育の利用の有無に関わらず、保護者の率直な意見が寄せられました。お一人おひとりの貴重な意見に誠実に応じ、納得感をもっていただくためにはどうしたら良いかが、部会での議論のきっかけとなりました。

学童保育の位置づけ、育成料のあり方は、自治体によって考え方にかなり差があり、育成料の単純な比較では議論が難しいため、その都度町田市ではどう考えるのかに立ち返ることになりました。そのなかで出てきたのは、育成料だけではなく、町田市全体の子ども政策を見据えて考えるべきという意見です。町田市では２０２４年５月に「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例(ルール)）」が施行されました。予測以上に急速に進む少子化のなかで、子どもがまんなかにいる、子どもにとってやさしいまちを実現していくことが私たちに課されたことです。本報告書がその一歩となるように今後も努めてまいります。

２０２５年３月

町田市子ども・子育て会議副会長
育成料のあり方検討部会部会長
青山学院大学コミュニティ人間科学部　教授
菅　野　　幸　恵

町田市学童保育クラブ育成料（利用料）の

あり方検討報告書

２０２５年3月発行

発行・編集：町田市子ども生活部子ども総務課

〒１９４－８５２０町田市森野２－２－２２

電　話　０４２－７２４－２８７６

ＦＡＸ　０５０－３１０１－８３７７

刊行物番号：２４－６７